

板橋区体育協会スイミングクラブ規約

第1条(名称及び所在地)

- (1) このクラブは、板橋区体育協会スイミングクラブ(以下「本クラブ」という。)と称する。
- (2) 本クラブは、東京都板橋区小豆沢三丁目1番1号を所在地とする。

第2条(運営管理及び役員)

- (1) 本クラブは、公益財団法人板橋区体育協会が主催し、板橋区水泳連盟及び株式会社東京ドームスポーツが共同で運営管理を行う。
- (2) 本クラブの会長は、公益財団法人板橋区体育協会会長(以下「クラブ会長」という。))とし、その他の運営役員は、別に定めるものとする。

第3条(目的)

本クラブは、水泳競技における競技力向上及びトップアスリートの育成を行うことにより、板橋区内のスポーツ振興を図り、もって区民の健康増進及び青少年の健全育成に資することを目的とする。

第4条(会員制度及び会員証)

- (1) 本クラブは、スクール事業(以下「スクール」という。)を行うために会員制度を設ける。
- (2) 本クラブの会員(以下「会員」という。)がスクールに参加する際は、会員証を提示するものとする。

第5条(入会資格)

会員は、第3条に記載された本クラブの目的を理解し、本規約を承諾した方で、次の各号に記載する事項のすべてに該当し、かつクラブ会長が認めた方とする。

- (1) 運動に適した健康状態にある方
- (2) 入れ墨、タトゥー(シール含む)をしていない方
- (3) 暴力団、暴力団関係者又は反社会的勢力に属していない方
- (4) 他の会員の円滑なクラブライフを妨げない方
- (5) 本クラブの業務員、指導員の指示を理解し従える方

第6条(退会)

- (1) 会員は、退会希望月の10日(10日が休館日の場合は前日営業日)までに所定の退会届を本クラブに提出することにより、その月末において退会することができる。
- (2) 会費に未納がある場合は、未納分納入後において退会届を受理するものとする。
- (3) 本クラブが退会届を受理していない場合、会員は、スクール参加の有無に関わらず、会費支払の義務が発生するものとする。

第7条(除名等)

クラブ会長は、会員が次の各号に記載された事項のいずれかに該当すると認めた場合、催告を要することなく会員資格の一時停止又は除名、その他必要な措置を講ずることができるものとする。

- (1) 会費の支払いを連続で2か月滞納したとき。
- (2) 本クラブ及び運営管理団体の名誉及び信用を毀損し又は秩序を乱したとき。
- (3) 施設又は施設が保有する備品を故意に破損したとき。
- (4) 本規約その他本クラブの定める規則に違反したとき。

第 8 条(会員資格の譲渡及び貸与)

本クラブの会員資格は、いかなる理由があっても他に譲渡及び貸与することはできない。

第 9 条(会員資格の喪失)

次の各号のいずれかに該当する場合、会員は、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡

第 10 条(会費)

- (1) 本クラブの会費は、別紙のとおりとする。
- (2) 会費は前納制とする。会員は、支払対象月の前月 27 日までに指定の口座へ振込みにて納入し、併せて振込み手数料を負担するものとする。
- (3) 納入された月会費は、クラブ会長が認めた場合を除き返還しないものとする。

第 11 条(休会及び復帰)

- (1) 傷病又はやむを得ない事由でスクールに 1 か月以上参加できない場合、休会希望日の前月 25 日までに所定の休会届を本クラブに提出することにより、翌月以降を月単位で休会することができる。
- (2) 休会は、連続する 2 か月分までまとめて申告ができ、休会期間中会費は発生しないものとする。休会期間終了後は、自動的に復帰するものとする。

第 12 条(クラス変更)

- (1) 所属クラスを自己都合で変更する場合、変更希望月の前月 25 日までに所定の変更届を本クラブに提出することにより、クラス変更になるものとする。
- (2) 変更希望先のクラスが満員の場合又は会員の泳力に見合わない場合は、変更届を受理できない場合がある。

第 13 条(休業)

- (1) 本クラブは、別表に表記する日を休業日及び季節休業とする。
- (2) 施設の補修や整備など本クラブの都合により臨時休業する場合がある。
- (3) 休業に関するお知らせは、原則として 2 週間前までに館内に掲示する。
- (4) 施設の安全管理面などから緊急工事が必要になった場合には、あらかじめ掲示することなく一部又は全部の施設を休業できるものとする。

第 14 条(スクールの閉鎖、廃止及び利用制限等)

- 1 本クラブは、次の事由により本クラブのスクールを閉鎖、廃止又は臨時休業することができる。
 - (1) 台風その他の異常気象、風水災害、地震及び近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
 - (2) 法令及び制度の改廃、行政指導、社会情勢及び経済状況に著しい変化があったとき。
 - (3) 施設の使用権限が消滅するなど、運営に影響が生じる事情が発生したとき。
 - (4) その他施設の閉鎖又は臨時休業の必要があると認められるとき。
- 2 本クラブは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内に掲示することにより開催することができる。この場合、会員に対するスクール休業の補償はしないものとする。
- 3 各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部又は全部の利用が制限される。

その場合は、前項の一般向けスクールの開催規定を準用する。

第 15 条(会員の利用及び事故)

- (1) 会員は、事故の責任と危険負担において、他の会員と協調して本クラブの施設を利用するものとする。
- (2) 本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わないものとする。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とする。
- (3) 会員は、本クラブにおいて技量を越えた行為及び危険行為を行ってはならないものとする。
- (4) 会員は、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならない。

第 16 条(諸費用の改訂及び告知)

- (1) 本クラブは、会員が負担すべき諸費用について、社会情勢及び経済状況の変動を勘案し改定することができる。
- (2) 前号の場合、本クラブは改定日の 1 か月以上前までに施設内への掲示及びホームページにて会員に告知するものとする。

第 17 条(細則)

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、本クラブが定めるものとする。

第 18 条(規約の改定及び告知)

- (1) 本規約の改定及び変更は、本クラブにおいて行うものとし、その効力は、当該改定及び変更時に在籍するすべての会員に及ぶものとする。
- (2) 本クラブが本規約の改定及び変更を行う場合は、改定日 1 か月以上前までにその内容を施設内への掲示及びホームページにて会員に告知するものとする。

附 則

本規約は、平成 30 年 10 月 17 日から施行する。